

(たばこ税法の一部改正)

第六条　たばこ税法(昭和五十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

(定義及び製造たばこの区分)

第二条　省略

2 製造たばこは、次のように区分する。

一 喫煙用の製造たばこ

紙巻たばこ	イ
葉巻たばこ	ロ
パイプたばこ	ハ
刻みたばこ	二
ホ	加熱式たばこ

二・三 省略

(製造たばことみなす場合)

第八条　省略

2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸氣となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの(製造たばこ製造者その他の政令で定める者以外の者がその製造場から移出するものを除く。)は、製造たばことみなして、この法律を適用する。この場合において製造たばこの区分は加熱式たばことする。

3 前項の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具については、当該加熱式たばこの喫煙用具の製造者が製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこ製造者とみなす。

(定義及び製造たばこの区分)

第二条　同上

一 喫煙用の製造たばこ

第一種	紙巻たばこ
第二種	パイプたばこ
第三種	葉巻たばこ
第四種	刻みたばこ

二・三 同上

(製造たばことみなす場合)

第八条　同上

(課税標準)

第十条　省略

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄のついては、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める重量をもつて第一種の製造たばこ巻たばこの一本に換算するものとする。

(課税標準)

第十条　同上

2 前項の製造たばこの本数は、第一種の製造たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める重量をもつて第一種の製造たばこの一本に換算するものとする。

区	分	重	量
(3) (2) (1) 葉巻たばこ パイプたばこ 刻みたばこ		一グラム 一グラム 二グラム	
二・三 省略	省略		

3

一 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計本数によるものとする。

二 加熱式たばこの重量（フィルターその他の財務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる時に小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項（小売定価の認可）の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和六十三年法律第二百八号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額（口(1)において「消費税等相当額」という。）を除く。）

ロ イに掲げるものの以外の加熱式たばこ 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該加熱式たばこを販売する者（当該加熱式たばこの製造者を除く。）の当該販売に係る通常の利潤及び費用に相当する金額並びに当該加熱式たばこに課されるべきたばこ税、地方税法第二章第五節に規定する道府県たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額の合計額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額

区	分	重	量
(3) (2) (1) 葉巻たばこ パイプたばこ 刻みたばこ	二・三 同上	一 同上 第三種 第四種	
二・三 省略	同上	同 同 同 上 上 上	

(1) 製造たばこの製造場から移出された加熱式たばこ 当該加熱式

たばこの製造者が当該移出した加熱式たばこの製造及び販売に
き要した費用又は通常要すべき費用に、当該加熱式たばこに係る
当該製造者の通常の利潤に相当する金額を加算した金額（消費税
等相当額を除く。）

(2) 保税地域から引き取られる加熱式たばこ 当該加熱式たばこに

つき関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四
条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格
に当該加熱式たばこに係る関税の額（関税法第二条第一項第四号
の二に規定する附帯税の額に相当する額を除く。）に相当する金
額を加算した金額

前二項に定めるもののほか、これらの規定により重量又は金額を本数
に換算する場合の計算、前項第二号ロに掲げる加熱式たばこに係る同号
ロに定める金額の計算その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、
政令で定める。

(税率)

第十一条 たばこの税の税率は、千本につき六千八百二円とする。

2 特定販売業者（たばこ事業法第十四条第一項（特定販売業の承継）に
規定する特定販売業者をいう。以下同じ。）以外の者により保税地域か
ら引き取られる製造たばこに係るたばこの税の税率は、前項の規定にかか
わらず、千本につき一万四千四百二十四円とする。

(未納税移出)

第十二条 製造たばこの製造者が次の各号に掲げる製造たばこをその製造場
から当該各号に定める場所へ移出する場合には、当該移出に係るたばこ
税を免除する。

一～三 省略

2 前項の規定は、同項の移出をした製造たばこの製造者が、当該移出をし
た日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書（同項に規
定する期限内に提出するものに限る。）に当該製造たばこが前項各号に
掲げる製造たばこに該当すること及び当該製造たばこが当該各号に定め
る場所に移入されたことについての明細に関する書類として政令で定め

3 前項の規定により重量を本数に換算する場合の計算に關し必要な事項
は、政令で定める。

(税率)

第十二条 たばこの税の税率は、千本につき五千三百二円とする。

2 特定販売業者（たばこ事業法第十四条第一項（特定販売業の承継）に
規定する特定販売業者をいう。以下同じ。）以外の者により保税地域か
ら引き取られる製造たばこに係るたばこの税の税率は、前項の規定にかか
わらず、千本につき一万千四百二十四円とする。

(未納税移出)

第十二条 製造たばこの製造者が次の各号に掲げる製造たばこをその製造場
から当該各号に掲げる場所へ移出する場合には、当該移出に係るたばこ
税を免除する。

一～三 同上

2 前項の規定は、同項の移出をした製造たばこの製造者が、当該移出をし
た日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書（同項に規
定する期限内に提出するものに限る。）に当該製造たばこが前項各号に
掲げる製造たばこに該当すること及び当該製造たばこが当該各号に掲げ
る場所に移入されたことについての明細に関する書類として政令で定め

る書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 製造たばこ製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき

当該予定日

二 製造たばこ製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき

当該税務署長が指定した日

4 第一項の移出をした製造たばこを同項各号に定める場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定めるところによりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 省略

6 第一項の規定に該当する製造たばこ（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、当該製造たばこを同項各号に定める場所に移入した者が製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこ製造者とみなし、当該場所が製造たばこの製造場でないときは、これを製造たばこの製造場とみなす。

7 第一項の規定に該当する製造たばこを同項各号に定める場所に移入した者は、当該製造たばこの移入の目的（当該製造たばこが同項第三号に掲げる製造たばこであるときは、その移入の理由）、区分及び区分ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地を所轄する税務署長に、その移入した日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

8 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する製造たばこを同項各号に定める場所に移入した者に対し、当該製造たばこを他の製造たばこと区別して蔵置

る書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 製造たばこ製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき

当該予定日

二 製造たばこ製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき

当該税務署長が指定した日

4 第一項の移出をした製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもつて第一項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

5 同上

6 第一項の規定に該当する製造たばこ（同項の規定の適用を受けないこととなつたものを除く。）については、当該製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入した者が製造たばこ製造者でないときは、これを製造たばこ製造者とみなし、当該場所が製造たばこの製造場でないときは、これを製造たばこの製造場とみなす。

7 第一項の規定に該当する製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入した者は、当該製造たばこの移入の目的（当該製造たばこが同項第三号に掲げる製造たばこであるときは、その移入の理由）、区分及び区分ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地を所轄する税務署長に、その移入した日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

8 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定に該当する製造たばこを同項各号に掲げる場所に移入した者に対し、当該製造たばこを他の製造たばこと区別して蔵置

すべき」と命ずることができる。

(未納税移出に関する特例)

- 第十二条の二 前条第一項の規定に該当する製造たばこの移入をした同項各号に定める場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした製造たばこ製造者が、当該製造たばこにつき、当該移出をした日の属する月分に係る第十七条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。）に同項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該製造たばこが前条第一項各号に掲げる製造たばこに該当すること及び当該製造たばこが当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。
- 一 当該製造たばこを移出した者と当該製造たばこを当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所
- 二 前号の規定に該当するもののほか、当該製造たばこ製造者が移出する当該製造たばこが継続して移入される場所で、当該製造たばこ製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたもの
- 2 前条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する製造たばこを継続して移入する場所であり、かつ、当該製造たばこを移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。
- 3 第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につきたばこ税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認をしないことができる。
- 4 税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又はたばこ税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。
- 5 第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を

すべき」と命ずることができる。

記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。

この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸出免税)

第十四条 省略

2 省略

3 第十二条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

この場合において、同条第四項中「同項各号に定める場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税關長」と読み替えるものとする。

(申告義務等の承継)

第二十六条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続（包括遺贈を含む。）があつた場合においては、相続人（包括受遺者を含む。）は、被相続人（包括遺贈者を含む。）の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

1・2 省略

(輸出免税)

第十四条 同上

2 同上

3 第十二条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

この場合において、同条第四項中「同項各号に掲げる場所に移入する前」とあるのは「輸出する前」と、「税務署の税務署長」とあるのは「税務署又は税関の税務署長又は税關長」と読み替えるものとする。

(申告義務等の承継)

第二十六条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続（包括遺贈を含む。）があつた場合においては、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

1・2 同上